

件名	旅館業法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	旅館業法（昭和23年法律第138号） 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号） 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号） 旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第21号）
<p>【改正の概要】</p> <p>旅館業法の一部を改正する法律及び旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成30年6月15日に施行されることにより、旅館業法及び旅館業法施行令が改正され、ホテル営業及び旅館営業の営業種別及び構造設備基準等が、旅館・ホテル営業に一元化されることとなった。</p> <p>県条例においても、ホテル営業及び旅館営業における衛生措置の基準・構造設備の基準が規定されているため、法等との整合性を図るため、営業種別及び当該基準等を旅館・ホテル営業に統合するものである。</p>	
施行日	平成30年6月15日
<p>【その他参考事項】</p>	